

III 保育料徴収基準額について

階層区分		利用者負担額(月額・円)	
		保育必要量の認定区分	
		保育標準時間(11時間)	保育短時間(8時間)
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税 非課税世帯	0	0
第3階層	所得割課税額 25,000円未満	6,000	5,800
第4階層	25,000円以上 48,600円未満	7,000	6,600
第5階層	48,600円以上 65,000円未満	14,000	13,600
第6階層	65,000円以上 81,000円未満	19,000	18,600
第7階層	81,000円以上 97,000円未満	25,000	24,600
第8階層	97,000円以上 110,000円未満	31,000	30,400
第9階層	110,000円以上 126,000円未満	34,000	33,400
第10階層	126,000円以上 169,000円未満	39,000	38,400
第11階層	169,000円以上 235,000円未満	43,000	42,100
第12階層	235,000円以上 301,000円未満	47,000	46,100
第13階層	301,000円以上 359,000円未満	52,000	50,800
第14階層	359,000円以上 397,000円未満	55,000	53,800
第15階層	所得割課税額 397,000円以上	58,000	56,400

1. 保育料の算定には、住宅借入金等特別控除・配当控除等による税額控除の適用はありません。
2. 同一世帯から2人以上の就学前のお子様¹が保育園、幼稚園、認定こども園等を利用している場合、2人目以降のお子様の保育料(月額)は、次の表に掲げる区分に応じ算定した額となります。
(※ 2人目のお子様¹の下表による軽減は、11～15階層に該当する方が対象となります。)

2人目のお子様にかかる保育料	上表の保育料徴収基準額×0.5
3人目以降のお子様にかかる保育	無 料

3. 入所するお子様の属する世帯の階層区分の判定については、父母の課税額の合計額又は父母が生計の主宰者でない場合は、生計を一にする扶養義務者(祖父母等)の課税額により行います。
4. 年収約640万円未満相当(所得割課税額169,000円未満、3～10階層に該当する方)の世帯について、第2子以降の保育料が無償となっています。